

指定管理者制度による新たな漁港管理の可能性に関する研究

-広島県の漁港を対象として-

A Study on possibility of the new fishing port management by the designated manager system

- For fishing ports of Hiroshima-

○加藤拓朗¹, 山本和清², 宮崎渉³, 鈴木一帆⁴

*Takuro Kato¹, Kazukiyo Yamamoto², Wataru Miyazaki³, Kazuho Suzuki⁴

Abstract; A tendency to decrease has the population of our country, and, as for the population decline in the fishing village area, population decreases particularly remarkably again, and the aging becomes the problem, too. The decline in the fishing village area is felt uneasy about than this. In addition, I started support to wrestle about the re-utilization of the existing facilities site as a leader to solve these problems that the maintenance of fishing port facilities, the increase of update costs were concerned about while the number of the fishery employees decreased. The efficient use of the fishing port was in this way promoted yesterday by reorganization, use switch. In addition, the fishing port method was revised to promote the use of the further fishing port facilities site. I study it from the viewpoint of the manager

1.研究背景

昨今、我が国の漁業就業者数は全国的に、減少傾向にあり、2017年には前年から4%減少して15万3,490人となった。また下記のFigure1からも読み取れるように、漁村地域での人口が減少すると共に、高齢化が問題となり漁村地域の衰退が危惧されている。こうした現状から、今後の漁村地域の存続が懸念されている。

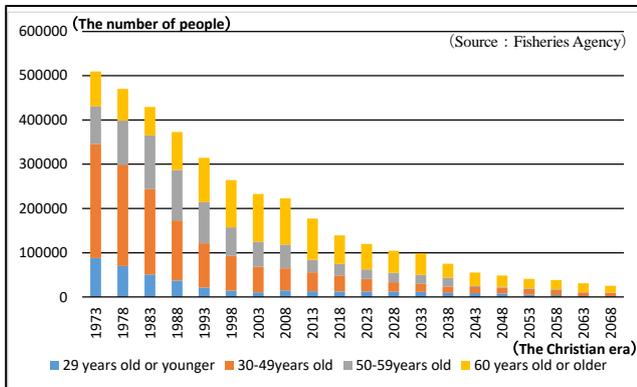


Figure1. Fishery employee change according to the generation

また、漁業就業者数が減少していく中で、漁港機能の分散により、漁港施設用地の維持管理・更新費の増大が懸念された。このような問題を解決するために、効率的かつ効果的な漁港施設用地を有効活用することが求められる。そこで、水産庁が2016年に「インフラの集約・縮減に向けた漁港機能集約化・再活用推進事業」を創設し、漁港施設用地の再活用について、先導的に取り組む支援を開始した。

これによって機能再編、利用転換により漁港の効率的活用が活発になり始めた。

このような漁港施設用地の効率的な利用をさらに推し進めるために、2019年4月に漁港施設用地に関する規制緩和により、民間事業者による補助用地の利用が容易になった。この規制緩和により民間事業者による、未利用・低利用の漁港施設用地の有効活用及び、管理運営が期待できる。しかし、今後民間事業者が漁港施設において施設を整備し、管理・運営などを行う際に、維持管理をどのような体制で行うのか、また漁港施設の維持管理は可能なのかという課題が挙げられる。

2.研究目的

2019年に行われた漁港施設用地に関する規制緩和によって、民間企業による漁港施設用地の活用及び管理・運営が期待されている。しかし、漁村地域では人口減少及び高齢化が進行している現状において、人材不足・費用不足が懸念されている。そのため、漁港施設用地の維持管理を行うことは容易ではないと考えられる。

そこで本研究では、今後民間事業者が漁港施設の管理・運営を行うにあたって、漁港施設の管理・運営の現状を把握し、漁港管理者の視点から、民間事業者が指定管理者として漁港施設を管理・運営する際の障壁や可能性について検討し、知見を得ることを目的とする。

3.指定管理者制度と漁港種別

指定管理者制度とは、それまで地方公共団体などに限定していた公共施設の管理・運営を株式会社をはじめとした、民間事業者、NPO法人、市民グループ、その他の団体に包括的に代行させることができる制度である。

1：日大理工・学・海建 2：日大理工・教員・海建 3：日大工・教員・建築 4：日大理工・博士前期・海建

漁港の種別として第一種、第二種、第三種、特定第三種、第四種漁港に分類される。「漁港漁場整備法」より第一種、第二種漁港は自治体か漁業協同組合が整備を行うと定められており、第三種、特定第三種、第四種漁港においては国が整備を行う。

4.研究方法

4.1 調査方法

漁港施設用地の規制緩和によって、貸付の対象として船舶保管施設が、新たに追加された。このことから、民間企業が漁港施設を管理、運営する上での可能性の一例として、放置艇収容施設を整備すると仮定し、文献調査及びヒアリング調査から漁村地域の活性化事業の整理と、放置艇収容施設を整備する地域の現状を把握する。

また、対象とする漁港での指定管理者制度や、放置艇に関する管理者の意見をアンケート調査により把握する。

4.2 調査対象地

本研究では漁港施設用地の活用例の一つとして、放置艇収容施設を整備を行うと仮定した。そのため放置艇が、約 11,000 隻と、全国で最も多く、漁業者の人口も減少し、加えて、自治体の管理では困難になるであろうと考えられる、広島県の第一種、第二種漁港を、調査対象地とする (Figure2)。

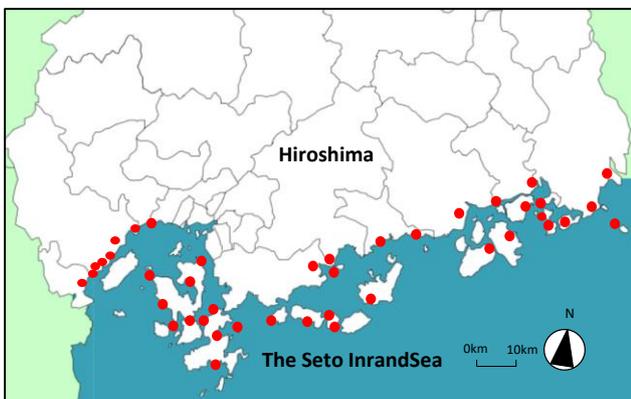


Figure2. Hiroshima fishingport map

5.調査結果及び考察

5.1 広島県内の漁港の現状

広島県では漁業者人口が減少していることが把握できた (Figure3)。また、広島県港湾振興課へのヒアリング調査によって放置艇を減少させる取り組みとして、防波堤などの空いたスペースを活用して放置艇を係留させるなどの工夫を行っているが、現状として、費用の不足や係留スペースの問題などから、放置艇を大幅に減少させることは未だ困難なことが把握できた。このことから、費用を出資する民間企業事業者等の参入

が必要と考えられる。

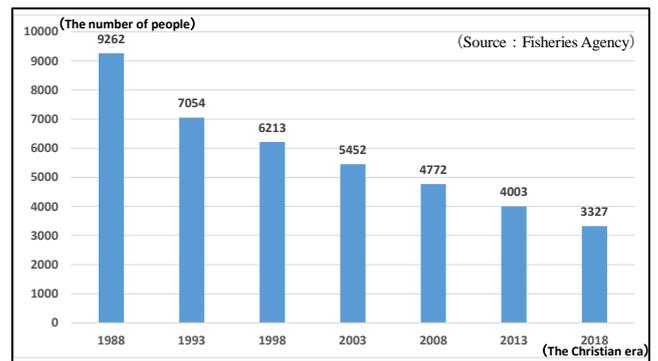


Figure3. Hiroshima fisherman population change

5.2 全国の漁港における指定管理者制度の導入状況

水産庁へのヒアリング調査により、全国の漁港で指定管理者制度を導入している漁港は全国の約 2,806 漁港の内、4%であることが把握できた。現在、多くの漁港では漁業協同組合が、指定管理者となっているのがほとんどである。しかし、人口減少や高齢化などによって維持管理を継続することは困難になると考えられる。このことから、漁港施設の指定管理者として民間企業等の参入が必要と考えられる。

6.まとめ

漁港の管理は漁業協同組合が大きな役割を担ってきたが、昨今の漁業地域の人口減少による漁業者の減少から、従来の管理体制では将来的に漁港の存続が難しくなると考えられる。

それを解消するには、指定管理者制度によって民間事業者を管理者とする新たな選択肢を増やすことによって、漁港の維持管理を継続できると考えられる。

今後の調査では、漁港管理者に対し、漁港の維持管理及び、民間事業者が指定管理者として漁港施設を管理するにあたっての問題点を把握するために、アンケート調査を行う。

それらの結果を踏まえた上で、今後の民間事業者による漁港の指定管理者制度の可能性についての知見を得る。

7.参考文献

- [1] 水産庁港湾振興課：「漁村の現状」，第一回漁村活性化のあり方検討会，26 ページ，2015 年
- [2] 水産庁港湾振興課：「漁港漁場整備法について」，14 ページ，2015 年。
- [3] 水産庁漁港漁場整備部：「民間事業者等との連携による水産都市の活性化方策の手引き」，52 ページ，2018 年
- [4] 水産庁計画課利用調整班：「漁港施設に関する利用規制の緩和とこれに対応した放置艇対策及び地域活性化について」，4 ページ，2019 年
- [5] 広島県統計課：「2018 年漁業センサス結果（広島県速報）の概要」，8 ページ，2018 年
- [6] 水産庁漁港漁場整備部：「水産政策審議会第 39 回漁港漁場整備」，41 ページ，2018 年